

議 第 3 7 号

介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32,000円」を「29,900円」に改め、同項第2号中「46,200円」を「42,700円」に改め、同項第3号中「53,400円」を「49,800円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「128,100円」を「121,000円」に改め、同号ア中「800万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第11号中「142,400円」を「149,500円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

(1) 次のいずれかに該当する者 128,100円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれ

れにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）
）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 131, 700円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）
又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 135, 200円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）
に該当する者を除く。）

第8条第4項を削る。

第10条第3項中「若しくは第11号」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第8条第1項第1号から第11号まで」を「第8条第1項第1号から第13号まで」に改める。

第11条第1項中「第8条第1項から第4項まで」を「第8条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第8条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市介護保険条例（平成12年3月21日条例第20号）

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,800円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 85,400円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 92,500円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 106,800円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 117,400円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,400円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 85,400円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第8号イ、<u>第9号イ又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 92,500円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第9号イ、<u>第9号イ又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 106,800円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第10号イ又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 117,400円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ</p>

改正後

- (10) 次のいずれかに該当する者 121,000円
 ア 合計所得金額が20万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））
 次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 128,100円
 ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））
 次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 131,700円
 ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））
 又は次号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 135,200円
 ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））
 又は次号イに該当する者を除く。）
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 149,500円
 2・3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第10条 (略)**
 2 (略)
 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。））
 若しくは二、第2号ロ、第

改正前

- (10) 次のいずれかに該当する者 128,100円
 ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））
 又は次号イに該当する者を除く。）
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 142,400円
 2・3 (略)
 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,800円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第10条 (略)**
 2 (略)
 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。））
 若しくは二、第2号ロ、第

改正後

3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第8条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第11条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額(以下「課税情報」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該年度の保険料の賦課期日における第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の前年度の課税情報に基づき区分に応じて適用する第8条第1項から第3項までに定める額(以下「暫定賦課保険料額」という。)を、当該年度の納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

改正前

3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第8条第1項第1号から第11号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第11条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額(以下「課税情報」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該年度の保険料の賦課期日における第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の前年度の課税情報に基づき区分に応じて適用する第8条第1項から第4項までに定める額(以下「暫定賦課保険料額」という。)を、当該年度の納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)